

男女共同参画基本計画の改定について

1. 改定の趣旨

「男女共同参画基本計画」(男女共同参画社会基本法(平成11年)第13条に基づき政府が定める計画。平成12年12月12日閣議決定。)に掲げられた「具体的施策」は、平成17年度末までに実施するものとして定められている。このため、期限までに改定を行う必要がある。

2. 改定のスケジュール

改定に当たっての基本的考え方の取りまとめ

男女共同参画会議への諮問 (平成16年7月28日)

「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」
「女性に対する暴力に関する専門調査会」における検討

17年5月13日	<u>中間整理の公表</u> 国民からの意見募集 公聴会(全国5ヶ所、6回)
7月25日	<u>専門調査会報告書とりまとめ、男女共同参画会議に報告</u>

男女共同参画会議から内閣総理大臣へ「基本的考え方」についての答申

(平成17年7月25日)

基本計画の策定

- ・ 上記答申を踏まえて作成した政府案を、男女共同参画会議に諮問・答申後、閣議決定。

新男女共同参画基本計画策定 (年内目途閣議決定)